

県内一体となった台湾プロモーション事業委託仕様書（案）
及び提案要求内容
(※印が提案要求内容を示す)

1 事業の目的

本事業では、台湾からの誘客促進、福島空港台湾便の利用促進及び県産品の輸出拡大を図るため、台湾において観光物産イベントを開催する。あわせて、イベントを通じて本県の観光及び食の魅力を一体的に発信するとともに、県内市町村や関係事業者が連携したプロモーションを展開することにより、台湾市場における福島県の認知度向上及び来訪意欲の醸成を図ることを目的とする。

2 業務名

県内一体となった台湾プロモーション事業

3 委託期間

契約締結の日から令和8年12月18日（金）まで

4 委託業務内容

台湾における観光物産イベント開催の企画、運営、イベントに係る商品等の輸出や搬入、関係者との調整等、全般に係る業務を実施すること。具体的には以下のとおり。

(1) イベントの企画立案

本県ならではの観光、文化、県産品等の魅力および福島空港の利便性をPRするとともに、県内一体となった誘客促進につながるイベントとなるよう、次の内容を満たす企画を立案すること。

① 開催日時

準備：令和8年9月3日（木）～4日（金）終日

イベント：令和8年9月5日（土）～6日（日）

撤去：令和8年9月6日（日）イベント終了後～22時00分

※イベント時間は10時～18時を基本とし、協議の上決定すること。

② 開催場所

松山文創園区 第1号倉庫（台北市信義區）

※会場は福島県において確保済みであるが、会場使用料（2,050,000円）については本業務に係る経費として積算し、受託者において支出すること。

③ 会場装飾

- ・会場のデザインは、福島県らしさを前面に打ち出し、自然、食、文化など本県の多様な魅力を表現した統一感のある装飾とすること。
- ・本県を代表する特産品である桃をはじめ、季節感や地域性を感じられる要素を効果的に取り入れ、来場者の印象に残る空間を創出すること。

- ・会場入口（会場前5メートル程度）や会場内に象徴的な装飾やサインを設置し、誘客および回遊性の向上を図ること。

※提案に当たっては、会場全体コンセプト（テーマ設定）、会場全体のデザインイメージ（デザインパース・イメージ図等）を、理由とともに具体的に提示すること。

【企画力・独創性】

④ イベント名称の提案

- ・本イベントのコンセプトや訴求内容（本県の観光、食の魅力等）を踏まえ、台湾市場において訴求力のあるイベント名称を提案すること。
- ・名称については、日本語及び中国語（繁体字）の両言語で提案し、ロゴやビジュアル展開も含めた提案とすること。
- ・ビジュアルにはタイガーエア台湾の機体もしくはロゴ等を含めたデザインとすること。なお、タイガーエア台湾の機体やロゴ等を使用する場合には、同社の定めるガイドライン等のルールに則り、権利関係に十分留意した上で使用すること。

※提案に当たっては、イベント名称（日・繁体字）、ロゴ及びキービジュアル案、ターゲット層及び訴求コンセプトを示し、台湾市場における訴求意図を明確に説明すること。

【企画力・効果性】

⑤ 来場目標

本イベントの来場目標は、2日間合計14,000人（1日あたり7,000人）とする。受託者は当該目標の達成に向け、効果的な広報・プロモーションおよび会場運営を実施すること。

⑥ 出展予定者

福島県（観光、空港、県産品の関係部署）、県内市町村、県内事業者・団体、台湾関係者等、合計20団体程度を想定する。出展者の募集は県が行うが、受託者は出展者との連絡調整等を支援すること。

⑦ 出展ブース

- ・1ブース3m×3mを基本とし、出展名表示、テーブル1台、椅子2脚等の基礎備品を含む仕様とすること。
- ・観光PR、空港、県産品（試飲試食コーナーを含む）、県内市町村等の属性に応じたエリア分けを行い、来場者の動線を意識した配置とすること。
- ・ブース数は20小間を想定すること。
- ・出展者から出展料は徴収しないものとする。
- ・什器レンタル費用、通訳費用、資料発送費用等、各出展者の出展内容に応じて個別に発生する経費については、各出展者の負担とすること。
- ・前項に係る什器、通訳、輸送等の手配については、必要に応じて各出展者と調整の上、対応すること。

※提案に当たっては、エリア構成（観光、空港、県産品、市町村等）の考え方、ブースレイアウト（動線含む）、ブースイメージ（図面、パース等）について提示すること。

【企画力・具体性】

⑧ ステージイベント

- ・会場内に特設ステージ（大型スクリーン含む）を設置すること。
- ・ステージ周辺には観覧スペースを確保すること。別途、出演者の控え室を確保するとともに、着ぐるみの着脱を行うための仕切りを用意すること。
- ・ステージプログラムについては、出展予定者から参加希望を募集の上で実施するものとし、受託者は応募内容を踏まえ、全出演者の出演スケジュールの調整及び当日の運営管理（進行管理、出演者誘導等）を行うこと。
- ・出演者に係る出演料、渡航費、保険料等の費用については、原則としてオファー元（出展者）の負担とすること。
- ・各開催日の最後には抽選会を実施すること。抽選会の景品については、受託者において1点程度を用意するとともに、各出展者からの提供について調整を行うこと。

※提案に当たっては、ステージプログラム構成（タイムテーブル案）及び集客につながる演出内容を具体的に示すこと。

【企画力・効果性】

⑨ オープニングセレモニー

- ・イベント初日に、日本及び台湾双方の関係者を招待し、開催を記念したオープニングセレモニーを実施すること。なお、演出として鏡開きを行うこと。
- ・実施に必要な物品（酒樽、木槌、装飾等）の手配、設営及び撤去を行うとともに、登壇者の調整、進行補助、演出支援等を含め、円滑に実施できる体制を整えること。
- ・参加者及び招待メディア等については事前にリスト化し、県と協議の上で決定すること。
- ・日本側及び台湾側の来賓挨拶に対応するため、適切な通訳を配置すること。
- ・酒類を使用する場合は、現地法令及び施設規則に基づき、適切な取扱い及び提供管理を徹底すること。
- ・実施内容の詳細については、事前に県と協議の上で決定すること。

⑩ アトラクション・体験イベント

- ・会場内に体験コーナーを設け、本県の伝統文化や工芸体験等、来場者が参加・体験できるプログラムを実施すること。あわせて、必要な装飾を施すとともに、対応可能なスタッフを配置すること。
- ・体験プログラムについては、出展者から募集の上で実施するものとし、各プログラムの実施主体は出展者とする。
- ・受託者は、体験プログラム全体の構成、実施スケジュールの作成及び当日の運営管理（進行管理、参加者誘導等）を行うこと。

※提案に当たっては、体験プログラム構成（タイムテーブル案）及び参加導線の考え方を具体的に提示すること。

【企画力・効果性】

⑪ 県産品の試飲試食の実施

- ・場内に試飲試食コーナーを設け、県産品、とりわけ「桃」を中心とした試食試飲の提供等を実施し、来場者の五感に訴える食の魅力発信を強化すること。あわせて、日本酒の試飲も実施すること。なお、必要な装飾を施すとともに、対応可能なスタッフを配置すること。
- ・台湾現地における福島県産桃の販売拡大を図るため、別途福島県（担当：県産品振興戦略課）が台湾で実施する県産桃に関するプロモーション事業と連携し、県産桃を販売する店舗情報のPOP等を作成・掲示すること
- ・「桃」の台湾への輸出及び供給については、別途県が委託する事業者が対応するため、当該事業者と十分に連携し、円滑な提供体制を構築すること。なお、「桃」の調達に係る費用については当該事業者負担とし、本事業の積算には含めないものとする。
- ・日本酒の試飲実施については、台湾現地の県産日本酒を取り扱う酒販業者等と連携して実施すること。
- ・試飲試食の提供にあたっては、衛生管理を徹底するとともに、万が一事故（食中毒等）が発生した場合には、受託者が責任をもって迅速かつ適切に対応すること。また、発生した事故の経緯及び再発防止策等について、速やかに発注者へ報告すること。

※提案に当たっては、提供方法（導線・オペレーション等）、来場者の満足度向上及びイベントへの誘客につながる工夫を具体的に示すこと。

【効果性】

⑫ 司会・通訳

- ・イベントの司会・通訳は、訪日促進イベントでの実績が豊富で、福島の観光に関する知識を持つ人物を選定すること。

(2) 商品等の輸出・保管・搬入

- ・出展に必要な物品（食品を除く）について、出展者から取りまとめの上、国内で保管し、台湾への輸出手続きを行うこと。現地到着後は適切に保管するとともに、イベント開催に支障のないよう会場へ搬入すること。
- ・輸出に係る必要な手続きについては、出展者と連携の上、適切に対応すること。
- ・出展者が負担する発送費用については、出展者から徴収すること。

(3) 各出展者との出展内容の調整

- ・出展者の出展内容を把握し、必要に応じて備品やPOP等の準備を行うこと。
- ・県内市町村等が円滑に出展できるよう、出展準備、装飾、運営方法等について丁寧なサポートを行うこと。特に海外イベントへの出展経験が少ない団体に対しては、個別フォロー等により、参加しやすい環境を整備すること。
- ・出展者を対象とした事前説明会（オンライン）を実施すること。

※提案に当たっては、市町村及び出展者に対する支援内容（事前・当日）、海外出展に不慣れな団体へのサポート方法、事前説明会の内容及び実施方法を具体的に提示すること。

【業務体制・企画力】

(4) 会場の設営・撤去

- ・会場および各ブースの設営を行い、開催前日までにイベント実施可能な状態とすること。出展者の要望に応じて電気、水、Wi-Fi等の設備を整備すること。
- ・イベント終了後は速やかに撤去を行い、原状回復すること。

(5) イベント当日の運営

- ・会期中、イベントが円滑に開催されるよう、運営責任者を1名現場に配置させること。
- ・その他、運営スタッフ・出展者支援スタッフ（通訳可能スタッフ含む）についても、各出展者からの要望や来場見込み数等、種々の状況を鑑み必要数を会場に配置させること。
- ・通訳可能スタッフの目安としては1出展者につき2名の配置を想定すること。なお、各出展者に配置する通訳可能スタッフについて手配調整を行うこととし、その費用は各出展者の負担とするものとする。

※提案に当たっては、現地運営体制（責任者・スタッフ配置）、混雑対応やトラブル対応等のリスク管理について具体的に示すこと。

【業務体制】

(6) イベントの広報・宣伝

① イベント特設LPの製作及び運用

- ・イベントの認知向上及び来場促進のため、効果的な広報・宣伝を実施すること。
- ・本イベントの情報を効果的に発信するため、イベント特設LP（ランディングページ）を制作し、公開・運用すること。
- ・掲載内容は、イベント概要、開催日時・会場情報、ブース・ステージ・体験コンテンツの紹介等を含め、台湾市場向けに分かりやすい構成とし、内容は県と協議の上決定すること。
- ・言語は繁体字中国語を基本とし、必要に応じて日本語又は英語を併記すること。
- ・スマートフォンでの閲覧に最適化したデザインとすること。また、KOLによる情報発信やデジタル広告等と連動可能な構成とし、SNS等からの誘導動線を確認すること。
- ・公開期間は、原則としてイベント開催前の広報開始時からイベント終了後一定期間までとし、具体的な期間は県と協議の上決定すること。

※提案に当たっては、LP構成案（サイトマップ、画面イメージ等）、SNSや広告との連動方法を提示すること。

【効果性】

② イベントの広報・宣伝の実施

- ・イベントチラシ等の作成・配布、会場周辺での広告掲出、SNS及びオンライン広告の活用、現地インフルエンサーによる情報発信等を組み合わせ、事前から当日まで一体的な広報戦略を展開すること。
- ・なお、イベントの告知は原則として開催の1か月以上前から開始すること。

※提案に当たっては、広報戦略（時系列での施策）、KOL・インフルエンサー活用方法、SNS広告やオンライン広告の活用方法等を具体的に示すこと。

【効果性】

(7) 効果測定および検証

- ・来場者数、広報効果等を把握し、本業務の効果測定を行うこと。
- ・来場者に対してアンケート調査を実施し、来場者属性、満足度、本県に対する興味関心の変化等を把握すること。
- ・業務完了後には結果分析を行い、今後の誘客促進に向けた改善提案を含む報告書を作成し提出すること。

※提案に当たっては、測定指標 (KPI)、アンケート設計、分析方法及び改善提案の方向性

を具体的に示すこと。

【具体性】

5 成果品

本事業において作成した事業報告書を提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年12月18日（金）
- (2) 提出部数：電子データ及び紙媒体2部（A4版・カラー・両面）

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ア 委託業務着手届（様式第1）
 - イ 統括責任者通知書（様式第2）
 - ウ 実施工程表（任意様式）
 - エ 実施体制図（任意様式）
 - オ その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ア 委託業務完了届（様式第3）
 - イ その他、県が業務の確認に必要と認める書類

7 実施体制・統括責任者

- (1) 受託者は、本業務の円滑な実施に向け、必要な人員を確保し、実施体制を構築した上で、業務にあたること。
- (2) 日本及び台湾の双方に拠点があり、迅速かつ的確に業務が実施できる体制とすること。
- (3) 本業務にあたって十分な経験を有する者を統括責任者として定めること。契約期間中、随時打ち合わせ及び進捗状況の報告を行い、業務の円滑な遂行に努めること。
- (4) 受託者は、業務の進行管理及び関係者との連絡調整を適切に行うとともに、トラブル発生時には速やかに報告し、適切に対応すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。

- (2) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 社会情勢の変化により、本仕様書に定める委託契約内容について、実施が困難となった場合には、県と受託者が協議の上、契約内容の変更を行うこととする。

(以 上)

様式第1（仕様書6（1）関係）

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付けで着手しましたので届け出ます。

記

- 1 業務名 県内一体となった台湾プロモーション事業
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略した場合は余白に必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：○○ △△部□□課
（役職・氏名）： □□ □□
担当者（団体名・部署名）：○○ △△部□□課
（役職・氏名）： ×× ××
（連絡先）：

統括責任者通知書

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務について、統括責任者を届け出ます。
記

1 委託業務の名称
県内一体となった台湾プロモーション事業

2 委託の期間
着手：令和 年 月 日
履行期限：令和 年 月 日

3 統括責任者氏名

-----（以下、押印省略した場合は余白に必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：○○ △△部□□課
（役職・氏名）： □□ □□
担当者（団体名・部署名）：○○ △△部□□課
（役職・氏名）： ×× ××
（連絡先）：

委託業務完了届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日に完了しましたので、届け出ます。

記

- 1 業務名 県内一体となった台湾プロモーション事業
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略した場合は余白に必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：○○ △△部□□課
（役職・氏名）： □□ □□
担当者（団体名・部署名）：○○ △△部□□課
（役職・氏名）： ×× ××
（連絡先）：